

令和2年横審第58号

裁 決

遊漁船A防砂堤衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官桐井晋司出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年2月16日12時20分

茨城県鹿島港

2 船舶の要目

船種 船名 遊漁船A

総トン数 19トン

登録長 16.99メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出力 535キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央部やや後方に操舵室を配し、同室前部の右舷側に舵輪、舵輪後方に椅子、前方左舷側にソナー、魚群探知機、GPSプロッター及びレーダーを、右舷側に機関制御盤をそれぞれ備えたFRP製小型兼用船で、a受審人ほか1人が乗り組み、釣り客等22人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.8メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、令和2年2月16日05時00分鹿島港北海浜第二船だまりの係留場所を発し、同港東方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、05時40分頃釣り場に到着して遊漁を行い、11時40分頃遊漁を終えて帰途に就き、11時47分少し前鹿島港指向灯から040.5度（真方位、以下同じ。）8.85海里の地点で、針路を229度に定めて自動操舵とし、15.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a受審人は、釣り客を船室内に座らせ、乗組員と同乗者を操舵室後部の椅子に腰掛けさせ、自らは、舵輪後方の椅子に腰掛けて操船に当たり、12時16分鹿島港指向灯から009度1.92海里の地点に達したとき、鹿島港の北海浜第4期防砂堤（以下「第4防砂堤」という。）東端をほぼ正船首1.0海里に視認して同堤の南側を航行するつもりで、手動操舵に切り替えて僅かに左に転針し、225度の針路で続航した。

a受審人は、12時18分鹿島港指向灯から358.5度1.55海里の地点に至ったとき、第4防砂堤東端まで930メートルとなり、その後同堤東端に向首して進行する状況となったが、平素のとおり第4防砂堤東端を一見して同堤の南側に向けて転針したので、第4防砂堤の南側を無難に航過できるものと思い、目視で同堤東端との相対位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この

状況に気付かなかった。

a 受審人は、第4防砂堤東端に向首したまま続航し、12時20分鹿島港指向灯から341.5度1.26海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、同堤東端に衝突した。

当時、天候は雨で風力1の北北東風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

衝突の結果、右舷船首部外板に破口等を生じたが、のち修理され、第4防砂堤は、上部工に修理を要さない擦過傷を生じ、a受審人が中心性頸髄損傷等を、乗組員が左肋骨多発骨折等を、釣り客12人が右外傷性血気胸等をそれぞれ負った。

(原因及び受審人の行為)

本件防砂堤衝突は、鹿島港において、係留場所に向けて航行する際、船位の確認が不十分で、第4防砂堤東端に向首進行したことによって発生したものである。

a受審人は、鹿島港において、係留場所に向けて航行する場合、第4防砂堤東端に向首して進行することのないよう、目視で同堤東端との相対位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、平素のとおり第4防砂堤東端を一見して同堤の南側に向けて転針したので、第4防砂堤の南側を無難に航過できるものと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、同堤東端に向首進行して衝突を招き、船体及び第4防砂堤にそれぞれ損傷を生じさせ、釣り客12人及び乗組員を負傷させ、自らも負傷するに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か

月停止する。これは、同人が国土交通大臣の指定する再教育講習を受講したことを酌量したものである。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年8月10日

横浜地方海難審判所

審判官 岩 崎 欣 吾